

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管課 危機管理防災課

法令名	災害対策基本法		法令の番号	昭和36年11月15日法律第223号			
不利益処分の種類	従事命令、協力命令、保管命令		根拠条項	第71条第1項			
処分基準	<p>災害が発生し、次に掲げる事項について応急措置を実施するため特に必要があると認めるとき。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項 2 施設及び整備の応急の復旧に関する事項 3 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項 4 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項 5 緊急輸送の確保に関する事項 6 1から5までの事項及び警報の発令伝達、避難の勧告指示、消防、水防、救難、救助等に関する事項を除く災害の発生を防ぎよ又は拡大の防止のための措置に関する事項 						
	対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	危機管理防災課	交付機関	危機管理防災課	目次NO